

「電波利用料制度に関する研究会」意見の募集結果

「電波利用料制度に関する研究会」の検討に資するため、同年4月18日から5月9日までの間、無線局免許人等から電波利用料に関し、意見を募集。その結果、応募総数は42の団体及び個人（携帯電話事業者5、放送事業者4、その他33）。

番号	意見原文	備考	意見提出者
1 電波利用料の用途について			
(1) 新たな業務に伴う、新しい用途の追加及び既存用途を拡充すべき			
・ 国際競争力の強化			
111	1 【電波の有効利用に資する研究開発の推進】 ICT国際競争力強化に向けた国際展開モデル推進の一環として、国内に新しい技術の迅速な技術検討を目的としたテストベッドを構築し、オープンな実証環境を整備する提案がされています。 また、実利用環境において実証実験を行い「国際展開モデル」を構築した上で海外市場に展開することが効果的であることが報告されており、試験環境整備等のため電波利用料の適用が必要と考えます。 さらに、今後高度な機能を有する携帯端末を安価に海外に展開するにあたってはコスト競争力がある端末プラットフォームの共通化を行い、ベンダ各社が低コストでこれを活用することが重要である報告がされています。これを実現するため、ICT国際競争力懇談会の報告書に示された端末共通プラットフォームの開発の方向性の検討、開発環境の整備等に電波利用料の適用が必要と考えます。		株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
111	2 【標準化活動の支援】 ICT国際競争力強化の一環として今後は第4世代携帯電話方式選定等に係る実現化に向けての適用周波数帯、干渉回避等の技術課題の解決等が不可欠となります。課題等の解決に向けては国内のみならず国際会議等の場での長期に渡る調整業務が生じ国内における中期的な技術開発・成果の分析等の有効性を議論していく必要性があることから、標準化活動に対する電波利用料の適用が必要と考えます。		株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
111	3 ITU等、国際標準化活動のための人材育成と標準化活動 電波を利用したシステムが多くの利用者に便益をもたらし、ユビキタスに展開されるような新無線システムの実現には、既存システムとの共用検討、無線システムの仕様条件の国際標準化等が必要です。本年4月23日に公表された「ICT国際競争力強化プログラム」に関連し、将来の電波の有効利用を見据えた施策の観点から、我が国が無線分野で世界に貢献できるよう、ITU等、国際標準化活動に携われる人材育成と標準化活動に対し、電波利用料をその費用に充てるべきと考えます。		KDDI (株)
111	4 ・ 日本発の放送規格の海外展開での支援 日本の提案でITUに登録された放送規格の海外普及について、世界貢献の一環として、支援(用途)の対象化を検討願います。 例えば、屋外視聴及び移動体向けモバイルテレビの展開が潮流となりつつある中、欧州方式(DVBH)、韓国方式(TDMB)、米国方式(MediaFlo)等が国レベルの支援を取り付け、放送規格の普及を繰り返し広げていますが、日本発の放送規格(ITU規格: SystemE)の普及促進においても、支援(用途)の検討をお願いします。		株式会社東芝

番号	意見原文	備考	意見提出者
・ 携帯電話エリア整備等の充実			
112	<p>1 【格差是正事業】 通信の地域格差を是正する取組みとして自主事業でのエリア化が厳しい地域においては、無線システム普及支援事業等により補助金の交付を頂いており、これにより移動通信事業者の負担が軽減されています。 今後、更に格差是正対策として小規模エリアを対象とする要望が想定され、これまで以上にエリア内のお客様が少なく収支が厳しい状況となることから、エリア化に当たって事業者の負担が軽減できるよう、既存の補助スキームとの組み合わせを前提とした補助対象システムの拡大と交付される補助金の増額が必要と考えます。</p>		株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
112	<p>2 (3) 移動体通信のデジタルデバイド解消のための補助 採算上、携帯電話サービスの導入が難しい格差等地域において、携帯電話事業者や地方自治体の負担を軽減することにより、より多くの国民が携帯電話の利便を享受できるようこれまで以上に補助額の増額など、新たな仕組みの構築に取り組むべきと考えます。 例えば、無線システム普及支援事業への補助率アップと支援期間延長、ならびに補助対象範囲の拡大について今一度再考すべきと考えます</p>		KDDI (株)
112	<p>3 ⑥ 無線システム普及支援事業等の補助金は交付条件を緩和するべきである ア) ソフトバンクモバイルは、地理的デバイドの解消の施策として、電波利用料を財源とした「無線システム普及支援事業」等による補助事業を活用し、エリア整備を進めてきているところです。しかしながら、当該補助事業の対象地域は、条件不利地域であることが要件ですが、これらの制度を活用する場合、エリア整備へのハンディキャップを有する事業者にとっては、活用することが難しい制度となっています。電波利用料の受益と負担の公平性を図る観点から、補助金の交付条件の緩和を進めていただくことが必要であると考えます。 イ) 当該普及支援事業においては、現在伝送路費用として有線伝送路の10年間分を補助対象としていますが、有線伝送路敷設困難なエリアも多く、衛星回線や無線方式による伝送路手配についても補助対象とすることも有効と思われる。なおその場合10年間という期限についても見直しを行い、恒久的な光伝送路が整備されるまでの期間とすべきと考えます。</p>	「エリア整備へのハンディキャップ」の意味が必ずしも明確ではありませんが、本事業は補助対象や補助率等について事業者によって差異を設けているものではなく、特定の事業者にとって活用するのが難しいとの指摘であれば、あたらないものと考えます。	ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社及びソフトバンクBB株式会社
112	<p>4 携帯電話の不感地域は主に財政基盤が脆弱な山間部の市町村に分布しており、特に複数の不感地域を抱える市町村にとって、移動通信用鉄塔施設の整備は大きな財政負担となっている。また、国庫補助事業である移動通信用鉄塔施設整備事業は、昨今の不感地域解消への要望の拡大に対し、十分な予算額を確保しているとは言い難い。 電波利用料の平成19年度歳入歳出の内訳を見ると、携帯電話による歳入が85.7%を占めているにもかかわらず、不感地域解消への活用は5.2%のみとなっている。 受益と負担の均衡を鑑みれば、電波利用料の使途に移動通信用鉄塔施設整備を加え、不感地域の早急な解消を進めるべきである。</p>		栃木県
112	<p>5 平成17年度の電波法改正により、電波利用料を財源とする「無線システム普及支援事業」（通信事業者の有線伝送路への国庫補助）が創設され、通信事業者の格差是正事業への参画が促進されている。 しかし、当該事業の場合、移動通信用鉄塔施設の整備が地方単独事業となるため、従来の「移動通信用鉄塔施設整備事業」に比して地方公共団体に過大な負担となっている。 このため、携帯電話の普及により大幅に増加した電波利用料財源を有線伝送路のほか、移動通信用鉄塔の整備にも活用できることとするなどし、格差是正事業（携帯電話エリア整備事業）の一層の充実を図る必要がある。</p>		埼玉県

番号	意見原文	備考	意見提出者
112	6 無線システム普及支援事業の携帯電話エリア整備支援事業として、新たに移動通信用鉄塔施設整備（イニシャルコスト）に対する支援の拡充が求められる。 併せて、条件不利地域におけるデジタルディバイド解消の促進を図るため、有力な解決手段として期待される、無線を活用したブロードバンドサービスについても、携帯電話と同様の支援を可能とするなど、電波利用料の用途について、更なる拡充を希望する。 (理由) ・ 中山間地域等条件不利地域においては、携帯電話不感地域やブロードバンド空白地域の早期解消など、デジタルディバイドの解消が課題である。 ・ 移動通信用鉄塔施設整備については、国の補助制度があるものの、採択件数が限られ、地方単独事業では自治体の負担が大きい。 ・ 条件不利地域における無線ブロードバンド導入に期待が高まっているが、サービス実現には、携帯電話と同様に有線伝送路の確保と運用費用の低減が不可欠となるため。		新潟県
・ 地上放送のデジタル化における送受信環境整備			
113	1 地上テレビ放送は、国民視聴者にとって必要不可欠な基幹メディアとして、非常災害時にはライフラインとして情報伝達上の重要な役割を果たすものであり、そのデジタル化が、我が国の放送政策ならびに電波政策上の最重要課題であることは言うまでもない。我々民放事業者は、デジタル化に伴うさまざまな技術的・経営的課題を克服しながら、2011年7月のアナログ放送終了・デジタル放送への完全移行に向けて全力を傾注しているところであるが、行政もデジタル化を完遂するため、“地上デジタル放送の辺地共聴施設整備事業”をはじめ、あらゆる施策を責任を持って積極的に拡充・推進し、国民視聴者の期待に応えていくべきである		(社) 日本民間放送連盟
・ 電波監視の充実			
114	1 (1) 不法電波対策 不法電波の監視を拡充し、対策を強化する施策に電波利用料をこれまで以上に充てるべきと考えます。 それと併せ、不法電波の影響で電波が使用できないと認められる場合、その周波数帯域、使用不能期間、地域等を勘案し、対応する電波利用料を当該電波の免許を受けて運用している事業者に還付することについて検討が必要と考えます。		KDDI (株)
114	2 b) 多様な無線システムの利用及び検討がなされていることから、今後ますます不法電波監視業務の運用体制の強化並びに監視情報の公開システム構築等、既に整備された施設の運用に比重を置くべきであると考えます。また、引き続き電波監視施設についても新規システムに即座に対応できるよう整備していくべきであると考えます。		宇宙通信株式会社
114	3 アマチュア局が使用する周波数及びその周辺の帯域には、免許を受けずに開設されたとと思われる無線局やそれと同等な通信を行っている無線局がある。 公平な電波利用料の負担のためにも、「電波監視業務」に費やす額を増やしてほしい。		個人・アマチュア無線局

番号	意見原文	備考	意見提出者
114	<p>4 電波利用料が導入される以前は、アマチュアバンドに出没する不法無線局を耳にすることは、ほとんど皆無に近い状態でした。皮肉なことに、電波利用料が導入され、高出力のCB無線などの摘発が進むのと同時にアマチュア帯（144MHz、430MHz）に出没する不法局が現れ、増加の一途をたどり、不法局にバンド中が占領され、今や正規に免許を受けたアマチュア局がまともに運用出来ない状態です。不法無線局対策に充てるといふ名目で導入された電波利用料の効果を何一つ感じることが出来ません。ただでさえ法を守って運用する正当な無線局から法を無視する不法局対策の費用を徴収すること自体腹立たしいのです・・・。</p> <p>周波数の使用区分を無視する局、又コールサインの送出不がある、違法、不法無線局の通信を傍受すると、残土等の運搬のダンプが、ほぼ100%です。一度、高速道路のサービスエリアでアンテナの付いているダンプに尋ねて歩いたことがありますが、7～8割が、無免許でした。</p> <p>50台位のサンプルですので、これですべてを語ることは、無論できませんが、街中を走るダンプのほとんどに無線のアンテナが見られることから、全国では、とてつもない不法局の数になります。それに対して総合通信局の摘発数は、あまりにも少な過ぎます。</p> <p>不法局の位置探査システムは、充実しましたので今後は、街頭での摘発に向け人員を大幅に増員すべきであり、また工事現場単位で業務通信を行っていることから元請けの企業の摘発や働きかけを強化すべきです。不法無線局対策を掲げて導入した電波利用料をその目的が進まぬまま、その用途を拡大することには、反対であります。またほんの一部では、ありますが、電波の危険性の知識の無い不法局では、430MHz帯で300～400Wの出力やパーソナル帯で200Wなどと言っている通信を傍受しています。頭上のアンテナでこれだけの高出力は、電波の防護指針からみても大問題であり、大型車両を運転するドライバーの健康状態は、いったん事故が発生したときの被害を考えれば、きわめて重要であります。さらにこれほどの高出力は、交通信号を突然赤に変えたり、自動ドアが誤作動を引き起こし突然開いたり、心臓ペースメーカーを埋め込んだ方の近至で高出力の電波が発射されることなどを考えると人命にもかかわります。全くもって放置できません。不法無線局の根絶を求めると共に、大型車両の事故防止、交通渋滞回避、等の為、タクシー無線が有るように大型車が相互に通信できる無線システムは、必要であり、新区分での割り当てを希望します。</p>		アマチュア無線局
114	<p>5 アマチュア無線周波数帯における不法無線局の取締り強化に取り組んで欲しい。</p> <p>近年、東京大学、東京工業大学等の大学によるアマチュア無線衛星が打ち上げられ、世界のアマチュアコミュニティから歓迎されている。しかし、国内においてはアマチュア無線周波数帯での不法電波による侵害が著しく、平日の日中ではほとんど管制業務ができない状況である。現状では、平日の夜間と休日しか実効的な衛星運用ができず、衛星本来の性能を発揮できないのは非常に残念な状況である。</p> <p>海外の大学(米国、スウェーデン)との協力で実施した東大衛星の遠隔管制実験では電波環境もよくコマンドアップリンクが良好であったこと、また海外アマチュア無線家からの衛星ビーコン受信レポートを考慮すると、日本におけるアマチュア無線周波数帯の電波環境は先進国においては特に劣悪といえる。</p> <p>電波利用料の用途の第一義は電波環境を良好な状態に保つことと考える。アマチュア無線周波数においても実効性のある不法無線局の取締りを要望したい。</p>		個人
114	<p>6 144MHz帯の屋の違法局が多いです。もっとしっかり取り締まってほしいです。業務局への妨害だけではなく。</p>		個人
114	<p>7 B. 公衆無線LANでの総務省認可品以外の接続を排除する機能持たせるための援助として</p> <p>成田空港など国際空港では日本国内では認可されない無線LANの運用が常態化しているという認識である。当方の指摘などにより最近になりポスター等で啓発に乗り出したが、実力行使の無い世界であり不法局の野放しは国が対策を打ち出していないからだと断じて良い。総務省認可品以外は日本国内では利用させない事を打ち出して頂き、これらの対策費に使用して頂きたい。</p>		北陸無線データ通信協議会

番号	意見原文	備考	意見提出者
114	<p>8 C. 不法局開設「無線LAN」についての取り締まり強化に</p> <p>特に海外から持ち込まれた無線LAN製品の取り締まりが行われているのか疑問。過去、未認可品の無線LAN搭載コンピュータマザーボードが大規模に販売され数千枚単位で販売されたが当方の指摘まで総務省総合通信局は関知していなかった。最終的には販売事業者の自主回収で終わったが、これらに類する事件は「頻発している」という認識。Bの項目と被るが、違法な無線LAN品の摘発に関しての研究及び人員の確保・制度を確立して頂きたい。</p>	<p>この3年間においては、当省への通報はなかったものです。</p>	<p>北陸無線データ通信協議会</p>
114	<p>9 現在通常の無線通信に影響を与えることが懸念されているPLCやUWBといった、それ自体は有線用の通信手段、機器が出回り始めています。実際、PLCの場合には、市販されているモデムからの漏洩電磁波より既存の無線通信が著しい影響を受け聴取不能になるといった事例が、インターネット上にも数多く掲載されています。もともと電波利用料の徴収目的は、既存の正規無線通信に対する妨害の発見、排除でありました。この点を再確認いただき、いわゆる違法無線局だけではなく、昨年登場した新しい電子機器による既存無線通信に対する妨害の発見、排除に利用されることこそが、本来の趣旨に沿うものであるはずで。</p>	<p>今のところ、地方総合通信局に対し、当該機器に関しての混信等申告の事例はありません。</p>	<p>個人・アマチュア無線局</p>
114	<p>10 2) 徴収した電波利用料を財源に、電波利用料制度の下で、PLCの漏洩電波による無線通信への妨害があった場合の相談窓口を設置し、当該PLC探索業務を行い、しかるべき対処と、場合に因っては法的処置を取らせるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PLCの法制化の際、メーカーが対応窓口を設置すべしとの総務省見解があったが、これは、電波の公平利用の理念に反しているものと考ええる。 ・ 現実的な問題として、アマチュア無線局が近隣家のPLCからの妨害を受けた場合、どのメーカーのPLCに起因する妨害であるかは判別できないので、任意のメーカーの窓口で相談してもらいまわしとなるであろう。 ・ メーカー団体にて窓口を作るべきとの総務省見解も想定できるが、既に海外メーカーもPLCを販売しており全てのPLCメーカーがその団体加入するとは限らない。 ・ (少なくとも現時点の) 電波法に合致したPLCを販売しているメーカーのみに、その電波障害の対応を押し付けている事は電波法の理念に反する。メーカーはPLCの漏洩電波による妨害に対する対応や探索に経営資源を費やすよりもむしろ、電波の共存利用に向けた技術開発に注力するべきであるし、総務省はそれを促進する立場にあると思う。 <p>3) 2)の電波利用料制度の下の相談窓口から得られる障害発生事例を集約・吟味する事により、総務省は更なる電波法の整備を行うべきであると考える。</p>		<p>個人・アマチュア無線局</p>
114	<p>11 アマチュア無線局の電波利用料を前納しても、毎年「電波利用料のお知らせ」の封書が郵送される。それには「このお知らせをもって、新たな手続きが必要となるものではありません・・・」と記されている。これは、電波利用料の使途として無駄である。年額500円の電波利用料に占めるこの「・・・お知らせ」に関する紙代、印刷代、事務処理料、郵送料の比率は多大であるとする。この「・・・お知らせ」は廃止する事により電波利用料徴収事務経費を削減し、その分、不法・違法局の探査・処置業務を充実すべきである。</p>	<p>前納していただいた方には、その期間が切れるまで何も案内しないというのは1年ごとに納付されている方との公平性が保てないという考え方から、年に一度各種案内を送付するとともに免許の有効期間と前納済期間等の無線局情報をお知らせしているところです。</p>	<p>個人・アマチュア無線局</p>

番号	意見原文	備考	意見提出者
・ 総合無線局管理ファイルの充実			
115	1 今般、ネットワークの整備、機能向上、ユーザニーズへの対応等のため無線設備を極めて短期間に設置する必要性が高まっております。電波利用共益事務として総合無線局監視システムの整備・運用が図られ効率的な免許申請事務が実施されておりますが、入力支援機能等の開発・導入等により、より一層の利便性の向上と免許申請処理期間の短縮化をお願いいたします。		株式会社ウィルコム
115	2 電波法第103条の2第4項にて電波利用料の用途は「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接目的として行う事務処理に要する費用」の財源に充てることとなっております。 そのため、無線局全体の受益を直接目的として行う事務処理（電波利用共益事務）に要する費用の具体的な用途の範囲については、「電波の適正な利用の確保」、「使途の明確化」、「使途の透明性の向上」を念頭において見直しを進めて頂きますよう要望します。 また、現在の使途のうち、「研究開発」と「総合無線局管理ファイルの作成及び管理」に関しても、下記のとおり行うことが必要であると考えます。 ②総合無線局管理ファイルの作成及び管理 平成19年度予算状況で80.7億円（電波利用料全体の12.3%）の費用が充てられ、電子申請、電波利用料の電子収納の機能開発など利用者への行政サービス向上の一環としたシステムの構築及び混信等技術計算、無線局検査等電波管理事務の効率化に適用されております。しかしながら、平成17年度における電子申請率は14.0%、電子収納率は1.96%と非常に低く、利用者への行政サービス向上には至っていない状況が伺えます。 このため、利用者がそのシステムを円滑に活用するためのシステムの利用状況確認・評価及びシステムの見直し・機能向上、並びにシステム活用による利用者のメリットの明確化・拡大化を行う必要があると考えます。 また、「総合無線局管理ファイルの作成及び管理」の事務内容を考慮すると、この費用を無線局免許の申請手数料にて充てることも考えられるため、「総合無線局管理ファイルの作成・管理」を電波利用料の用途の1つとすることが適正なかも明確にする必要があると考えます。	「IT新改革戦略」において、電子申請率を2010年度までに50%以上とすることが定められています。平成18年度末における電子申請率は約25%であり、また、電子納付は平成16年1月から利用が可能となり、納付手段の拡大の一方策として導入し毎年徐々に普及が伸びています。 現在、さらに普及を促進するため、全ての免許人等に対してリーフレットを送付し周知広報を強化しているところです。 また、国民の利便性の向上のための取り組みとして、入力支援機能の開発等を進めております。	電気事業連合会
・ 電波環境整備の充実			
116	1 【電磁波防護】 電波の生体への影響に関しては、長期にわたり試験が行われてきているところであり、弊社でも細胞レベルに関する影響度合いの5年に渡る実験を終了し、電波防護指針の10倍の強度の電波においても特に影響が見られなかったことを確認しております。電波の生体への影響に関しては実験の積み重ねが重要であるとともに、国等の機関による公平な立場での試験環境の取り組みが必要であることから、電波利用料の適用による継続的な確認のための実験実施が必要と考えます。		株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
116	2 (2) 人体に対する電波の安全性検証のための研究開発 広く国民が電波をより安心して利用するため、電波による人体への影響を科学的に解明していくことが重要と考えます。本年4月27日に公表された「生体電磁環境研究推進委員会」報告書において今後の研究課題とされている研究および実験を中心に、関係省庁協力のもと国主導によってこれまで以上に迅速かつ積極的に取り組んでいくべきと考えます。		KDDI（株）
116	3 新たに「電磁波障害（EMI）対策事業」を追加するように提案致します。当社は、世界のEMI規制に従いそれらの試験を業務としております。EMIとは情報技術機器等の電子機器から発せられる不要電波がTV、ラジオ等に障害を与える現象です。 （別紙） 不要電波の試験周波数範囲は基本的に30～1000MHzであり、測定設備は野外測定設備（オープンサイト）と電波半無響室があります。現在、コスト面から、各社、電波半無響室よりもオープンサイトを多く所有し使用しています。しかし、近年、地上デジタル放送による周波数の広域化、携帯電話の出力増加等によりオープンサイトにおける試験が非常に困難になっています。今後もユビキタス社会の効用を享受するために行う電波利用の効率化により、益々オープンサイトにおける試験が困難になります。電子機器から発せられる不要電波は、無線通信から比べると低いレベルですが、世界各国で規制が進められている中、国内においても認知、規制を積極的に進めていくべきではないかと考えます。 このような状況から、オープンサイトの使用をあきらめて、電波半無響室の建設を行う場合に補助金あるいは税制の優遇などの検討をお願いしたいと思います。		(株)イーエムシー鹿島

番号	意見原文	備考	意見提出者
116	<p>4 新たに「電波環境浄化事業（EMC対策）」を追加するよう提案致します。 弊社では、EMI測定及び対策のための商用サイトを運営しており、これまで数多くの製造者様の製品を市場投入するための電磁環境への影響を考慮した規格試験（VCCI, PSE, CE marking, など）を実施してきました。規格で決められているオープンサイトでの測定業務です。</p> <p>しかしながら、近年の地上波デジタルの影響により、測定そのものが困難な状況が目に見えて感じられており、現状はなんとか運営できてはいるものの、今後、近い将来、使用不能な状態になるものと思っております。 その状況を踏まえ、弊社事業の存続、及び顧客（製造者様）への対応、社会的な貢献を継続すべく、多額の資金投入が必要な電波半無響室の建設へと行かざるを得ない方向にきております。このような状況は、弊社のみならず、同業他社でも同様であり、換言するならば、死活問題になりかねない状況です。 これまで、国の法規制への対応のために少なからず、尽力してきた弊社にとっては、上述のような電磁環境の影響による、追加投資をし、事業を存続していかざるを得ない状況は、非常に厳しいものであります。</p> <p>弊社のような業種は、国政に関連しても、なくてはならない業種であるとの認識をしており、それゆえ、存続していくためには、今とっては、上述の設備の増設など、それ相応の資金が必要です。</p> <p>従いまして、この地上波デジタルの影響を受けて、追加投資が必要な設備の増設には、何らかの補助金制度、あるいは優遇処置が得られるように切にお願いしたいと考えます。</p>		株式会社コスモス・コーポレーション
116	<p>5 当社は電波環境の維持のために、様々な電子機器の不要輻射測定・対策（EMC対策）を行なって参りました。 当社では1989年5月に電子機器からの電磁波計測のためにオープンサイト（屋外測定場）を建設し、電子機器製造メーカー様のEMC測定の測定サービスとEMC対策サービスを提供して参りました。</p> <p>私どものEMC測定設備はデジタル放送アンテナから見える位置にあり、3基所有して参りました。</p> <p>この地域で昨年度より地上波デジタル放送開始に伴い、このスペクトラムの占有がアナログと比べ広い周波数で占有するために正確な測定が困難になりました。</p> <p>このため、会社存続と試験サービスの提供を行うにあたり、この地上デジタル放送開始に間に合うように、数億円の高額投資を行い、電波半無響室を2基建設し、オープンサイト1基は閉鎖せざるを得ない状況となりました。</p> <p>電波環境のクリーンを目指して今後も企業様、国民生活の安全のために活動を行っており、今後の活動を維持を願うにあたりまして、補助金制度の新設、税制の優遇処置をご検討頂きます様よろしくお願い致します。</p>		(株)ザクタテクノロジー コーポレーション
116	<p>6 新たに「電波環境浄化事業（EMC対策）」を追加するよう提案致します。当協議会は1985年に電通技審答申によりITEの電波障害防止対策が提案されたのを受けて、会員制の自主規制団体として以来、対策活動を続けてきました。この活動の一環としてITEが放射する妨害波を評価する測定設備が必要であり、会員各社は多額の設備投資を行い測定設備の整備をしてきました。これら設備には野外測定設備（いわゆるオープンサイト）および電波半無響室があります。</p> <p>地上波デジタルTVの放送開始に伴い、その送信スペクトラムがアナログTVと異なり広い周波数範囲にわたりフラットに広がる特質をもつため野外測定設備では測定業務が困難になり始めました。更に、24時間放送が一般的になるに及んで、従来は測定可能であった放送の休止時間帯を利用してのITEからの妨害波測定もできなくなって参ります。</p> <p>このため各社はオープンサイトの使用を断念せざるを得ず、代替としての電波半無響室の建設を余儀なくされています。これの建設には数億円の投資が必要であり、投資余力のない事業者は、事業自体を止めざるを得ない状況に追い込まれる可能性が出ています。</p> <p>これまでEMC対策に全力で取り組んできた会員が国の新政策の影響を受けて被害者になるという皮肉な状況が生じています。現在、当協議会に登録されているオープンサイトは74カ所あり早急な対策を迫られているところが少なからず出ており、やむを得ず資金を借り入れて既に対策を終えているところもある状況です。</p> <p>この状況を救済するため、現にオープンサイトを所有し、これの使用をあきらめて、電波半無響室の建設を行う場合に、補助金あるいは優遇税制などの措置を取るようお願いしたいと考えます。</p>		情報処理装置等電波障害自主規制協議会

番号	意見原文	備考	意見提出者
116	7 国政の電磁環境を守るための業務を遂行している業態に対しては、地上波デジタル他のクリーンな電磁環境を阻害する要因で困惑させられる分、何らかの救済措置が受けられるよう考慮願いたい。		株式会社コスモス・コーポレーション
・ その他			
119	1 【格差是正事業】 東海道新幹線のトンネル対策は既の実施しておりますが、他の新幹線路線に関してもお客様からの要望があることから、お客様の利便性向上を図るために、旅客数等が多いと想定される新幹線等のトンネル対策への補助金交付の拡大が必要と考えます。 更に格差是正事業として第二世代携帯電話システムによりエリア化した地域においても、事業者負担で第三世代携帯電話システムのエリア化を進めております。今後は、第三世代携帯電話システムによるエリア化においても電波利用料からの補助が必要と考えます。なお、第三世代携帯電話システムへの移行に伴い、将来第二世代携帯電話システムの装置撤去が必要となります。格差是正にて建設を進めた携帯電話システムの装置撤去についても電波利用料からの補助が必要と考えます。		株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
119	2 当社は屋外や移動体でも視聴できる放送サービスとして、2004年10月にサービスを開始しました。その後、地上デジタルワンセグ放送サービスも開始されるなど、放送のユビキタス化が本格化しておりますが、いつでも、どこでも放送を受信できる真のユビキタス放送を実現するには、ギャップフィルタなどによる電波遮蔽対策が必要不可欠です。現在、電波利用料の使途として、通信事業に関する電波遮蔽対策の支援が行われておりますが、これと同様に放送事業に関する電波遮蔽対策にもご支援をさせていただきますようお願いいたします。	電波遮へい対策は、人工的な構造物が原因で電波の使用ができない空間（トンネル等）において電波中継施設を整備するものであり、既にワンセグ放送受信のために補助しています。	モバイル放送株式会社
119	3 ・公平性の確保 屋外視聴及び移動体向けの放送サービスでは、地上デジタルワンセグ放送サービスと衛星放送サービスが並存しています。ビジネスモデルは、前者が無料サービス（広告モデル）、後者が有料サービスの違い等があり、前者が多数ではありますが、共に営利目的の事業者であることは共通です。 今後、電波遮蔽対策の観点で支援（使途）する場合は、両サービス事業者と共に支援する公平性の観点も考慮し、検討願います。		株式会社東芝
119	4 弊社では、周波数割当計画の見直しに伴い、平成24年11月30日までの利用期限が定められた逼迫帯域の固定無線システムにより島嶼・離島・山間部へライフラインの維持・運営をしていくため、主に中継伝送用に利用しています。そのため利用期限までに、それら固定無線システムを6GHz帯以上の周波数へ移行もしくは光ファイバへ巻き取り等、新たな代替伝送路構築に関わるコスト負担が発生することとなります。 については、逼迫帯域を利用する固定無線システムが代替伝送路へ移行することが、6GHz以下の周波数の逼迫状況を低減するなど電波有効利用に寄与することから、島嶼・離島・山間部へ弊社が新たに構築する代替伝送路に対するコスト負担への補助など、今後更なる検討をいただくことを要望いたします。		東日本電信電話株式会社
119	5 周波数再編に伴う「新システムの開発」や「移行促進のために要する費用」も適用対象とされたい。 （理由） 今後の電波利用においては、これまでより一層の新規化・多岐化が予想され、それに伴って複雑化した周波数の再編問題が頻繁に発生することが考えられる。 これら周波数の再編においては、当事者は必然的に「新システムの開発や移行を促進するための多額の費用」が求められることから、この負担に対応し切れない場合が想定される。 これを円滑に推進するためには、それらに要する費用の全部又は一部を電波利用料から支出できる枠組みを定めて置くことが望ましいと考える。	現行の電波法上の制度で、周波数移行のための措置として 1. 無線設備損失補償金（一般財源） 2. 特定周波数終了対策業務（電波利用料）があるほか、移行期間を長く設定することにより、免許人の方々の自助努力によるものがあります。 また、研究開発につきましては、周波数再編のため電波資源の拡大のための研究開発を平成17年度から実施しております。	全国移動無線センター協議会

番号	意見原文	備考	意見提出者
119	6 ユビキタスネットワーク推進には無線というメディアに関する初等・中等教育における「基礎教育」が根本的に欠けている。それらの教育制度を至急確立するべきであり、電波利用料をその原資に充てるべき。		北陸無線データ通信協議会
119	7 「登録点検事業者制度」とは、総務大臣の登録を受けた国内外の民間事業者（登録点検事業者及び登録外国点検事業者）が取得した無線設備等の点検結果を活用することによって、無線局（国が開設する無線局を除く。）の新設検査、変更検査又は定期検査の一部を省略することができる制度である。この制度は、平成10年に認定点検事業者制度として発足し、平成16年に現制度に改められた。この制度の導入以来、本制度を利用する無線局が増加し、適用対象無線局の一部を除きほぼ全局がこれを利用している。 導入以前は、新設検査や定期検査に合わせ、国の検査職員が電波の適正利用や法・政省令の改正について周知・指導を行っていたが、現在では、無線局の免許人や無線従事者と直接顔を合わせ、電波の適正利用等に関する周知説明を行え得るのは、登録点検員が最も身近な存在であり、その責務は重大である。 一方、登録点検員の要件は電波法で規定されており、一定の要件を満たせば誰でも点検員として登録することができるため、登録点検員の知識・技能に大きな格差がある。 しかし、登録点検制度が無線局の新設検査、変更検査又は定期検査の一部を担うものであれば、登録点検員が対象とする無線局に係る電波法及び政省令並びに関連告示を熟知し、最新の無線技術を習得していることが要求されている。 このため、無線局の登録点検は、一定の期間ごとに講習を受けた点検員が実施するように講習制度を創設し、この受講による点検員のスキルアップを図ることは、電波法の遵守はもとより無線局の適切な運用のためにも必要不可欠と考えます。よって、電波利用料の使途にこの講習を加えていただきたい。		(社) 全国船舶無線工事協会
119	8 電波利用料の使途として、次を加えていただきたい。 ○第71条の3第1項各号に掲げる要件に該当する周波数割当計画等の変更によって、放送法第32条第1項に定める受信設備が協会の放送を受信できなくなる場合又は同条同項の契約内容により契約を免除されている場合に、電波の能率的な利用を確保するための多重変換装置（変更後の周波数を変更前の周波数に変換するものをいう。）その他総務省令で定める附属装置の整備のための協会に対する交付金の交付 〈理由〉 電波法第71条の3第1項による周波数割当計画の変更によって、電波の受益を受けられなくなる無線設備の設置者は放送法第32条第1項に定められた「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」のため、同条により協会と契約している者に、無線設備である多重変換装置を設置し、同条の契約履行を担保するもの。これにより、多重変換装置の耐用期間までは現在の受信設備によって協会の放送を受信することができるため、周波数割当計画の変更による不利益は阻却されることとなる。 なお、協会との契約のため、協会に対して交付金を交付し、協会が契約者の受信設備に多重変換装置を設置することが適当である。 〈特定周波数変更対策業務として措置できない理由〉 特定周波数変更対策業務は、法第71条の3により指定周波数変更対策機関が行うこととなっているが、指定周波数変更対策機関は協会と契約している者を知り得ない。また、協会が契約している者を指定周波数変更対策機関に通知することは、個人情報保護法との関係から望ましくない。そのため、協会が当該業務を行うことが適当である。 〈導入効果〉 協会との受信契約を行う者が増加するため、受信料を「支払い義務」とする必要性はなくなる。なお、多重変換装置を設置した途端に、契約を解除する場合も想定されるため、その場合には例えば契約解除の要件のひとつとして、当該契約内容に多重変換装置の返却を加えることも考えられる。	アナログ周波数変更対策業務により、受信対策を行っているところです。	個人

番号	意見原文	備考	意見提出者
(2) 電波利用料の用途については効率的に運営すべき			
121	1 電波利用料の用途については、電波利用システム全体の利益になるための必要最低限の事務をまかなうための費用という意味で、現行の電波法第103条の2第4項の内容の維持が望ましいと考えます。また、当該内容の拡大解釈により用途が拡大されるようなことがないようにしていただきたいと考えます。		イー・モバイル株式会社
121	2 特に電波有効利用のための研究開発については、当社としては賛同しますが、引き続き研究開発の対象分野を電波有効利用の基礎研究に限定すべきであると考えます。		イー・モバイル株式会社
121	3 電波利用料は平成19年度予算において歳入規模が650億円と極めて大きな特定財源となっています。これは携帯電話をはじめとする電波利用システムの拡大に伴い増加しているものであると思いますが、共益費用としてこの規模の予算が必要であるのかということについては議論の余地があるのではないかと考えます。 当社といたしましては、現在は「電波政策ビジョン」等に基づき周波数の再編を行っているところであり、予算規模がこのようになることは理解いたしますが、総額については平成19年度のレベルをできる限り超えないような仕組みをご考慮いただきたいと考えます。		イー・モバイル株式会社
121	4 電波資源拡大に向けた中長期的な研究開発に電波利用料を充当することは基本的に賛同しております。 但し、電波の公平かつ能率的な利用を確保する観点、及び電波利用料の高騰を防止する観点から、用途は特定分野に偏ることなく、基礎研究等の共通的なものに限定し、電波利用料の充当額は必要最低限であることを要望いたします。		西日本電信電話（株）
121	5 1.2 電波利用料総額の肥大化防止の仕組み作り 電波利用の受益者として適切な用途拡大には異論はないが、用途の肥大化には賛成しかねます。用途に総額規制を設けるなどにより、電波利用料総額の増大に歯止めを掛ける仕組みを設けるとともに、a群、b群の用途の分類を適切に整理、明確化し、受益と負担のバランスも配慮すべきと考えます。 例えば、技術試験事務や研究開発の前後における実効性のある選定・検証等が必要と考えます。	電波利用料財源を用いた技術試験事務及び研究開発は、その実施に当たり透明性・実効性を高めるため、外部有識者から構成される「電波利用料技術試験及び研究開発の評価に関する会合」を開催し、事前評価及び事後評価等を行っております。	KDDI（株）
121	6 電波法第103条の2第4項にて電波利用料の用途は「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接目的として行う事務処理に要する費用」の財源に充てることとなっております。 そのため、無線局全体の受益を直接目的として行う事務処理（電波利用共益事務）に要する費用の具体的な用途の範囲については、「電波の適正な利用の確保」、「用途の明確化」、「用途の透明性の向上」を念頭において見直しを進めて頂きますよう要望します。 ①研究開発 現状のとおり電波利用料は無線局全体の受益を直接の目的とする研究開発に充てることを維持すべきであり、研究開発の適正な実施のための外部専門家・外部有識者から構成される「電波利用料技術試験事務及び研究開発の評価に関する会合」という現状の評価体制により、その透明性や実効性を確保することを今後も踏襲する必要があると考えます。		電気事業連合会

番号	意見原文	備考	意見提出者
122	1 デジタルデバイド対策としての無線システム普及支援事業や、電波資源拡大のための研究開発については、現に電波利用料を負担している無線局免許人の共益に繋がる範囲で実行され、それらの成果を確認しつつ取り進めることが重要であると考えます。		日本放送協会
122	2 電波利用共益事務についても、一層の効率化を図り、電波利用料負担の軽減を要望いたします。		西日本電信電話（株）
122	3 ② 用途の内容やその評価は透明性を確保することが必要である 用途の内容やその評価結果は、情報を広く詳細に公開し、その手続きに透明性を確保することにより、更なる電波利用料の効率的な利用を図るべきであると考えます。		ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社及びソフトバンクBB株式会社
123	1 ① 電波利用料共益費用は拡大傾向にあるが、内容を見直し縮小を図るべきである 電波利用料共益費用は電波法第103条の3（政府は、毎会計年度、当該年度の電波利用料の収入額の予算額に相当する金額を、予算で定めるところにより、電波利用共益費用の財源に充てるものとする。ただし、その金額が当該年度の電波利用共益費用の予算額を超えると認められるときは、当該超える金額については、この限りでない）に定められていますが、電波利用料の歳入規模を拡大することなく、電波利用料共益費用の用途の内容を根本的に見直し、縮小を図るべきであると考えます。		ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社及びソフトバンクBB株式会社
123	2 電波利用料に関わる歳入と歳出は相互に連動が図られ、双方が常に抑制される構造を確保すべきである。歳出が減少する場合には、これに相当する分が歳入の削減に反映されなければならない。逆に、歳出が増加する場合は、その要因を詳細に検討するなど、なし崩し的な歳出の増加に歯止めをかける仕組みを設けた上で、初めて歳入の増加を認めるべきである。 今後、減少していく特定周波数変更対策業務（アナログ周波数変更対策費）に充当されている歳出額は、そのまま歳入額の削除に反映されるべきである。平成19年度予算に例えれば、対策業務費として充てられている約200億円は、業務終了以降は歳出枠から除外され、電波利用に係わる歳出は、最大で、現行予算からこれを差し引いた450億円程度を基本とすべきである。 特定周波数変更対策業務に係わる追加の事務費用の財源として、放送事業者は平成17年度から平成22年度までの期間に限り、特定周波数変更対策業務に係わる費用の一部を負担することに同意しており、暫定追加料を支払い続ける形となっている。この部分については、特定周波数変更対策業務の終了と同時になくなるものと認識している。 電波利用料は電波利用の効率化を図ることによって、無線の公共・民間サービスの価値の最大化を図ろうとするものであり、この目的に即した現行の予算編成の考え方は概ね適正であると考えられる。よって、今後の電波資源拡大のための研究開発への支出などは、各種の研究開発の妥当性と、具体的なメリットが事前に示される仕組みを確保すべきである。前述の通り、今後は特定周波数変更対策業務に費やしている200億円程度の費用はなくなることが確実であり、研究開発費を含めた歳出は、現在の歳入額を前提とするのではなく、大幅な削減後の歳入額を前提に検討されるべきである。	今般の平成20年度～22年度の期間の検討にあたっては、特定周波数変更対策業務は平成22年度まで継続して必要となっているものです。 また、電波利用料財源を用いた技術試験事務及び研究開発は、その実施に当たり透明性・実効性を高めるため、外部有識者から構成される「電波利用料技術試験及び研究開発の評価に関する会合」を開催し、事前評価及び事後評価等を行っております。	テレビ朝日
123	3 ・ 電波利用料を“電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用の財源に充てる”との考え方は理解するが、“電波資源拡大のための研究開発”の有効性・必要性を精査するなど、できる限り、歳入・歳出規模の抑制に努めるべきである。		（社）日本民間放送連盟

番号	意見原文	備考	意見提出者
129	1 ◆利用料額は、電波の有効利用の促進と利用料負担の公平性を確保する観点から算定すべきであり、その前提として利用料の使途の効率化、見直しを図り、電波利用料の総額を現在の水準以下に抑制し、免許局等、利用者の負担総額を増やさない事が重要である。		トヨタ自動車株式会社
129	2 ④ 研究開発費は、使途及び研究開発成果を具体的に公表するべきである 前回電波利用料が見直された時から現在までの3年間（平成17年度～19年度）の研究開発費予算は約510億円ですが、使途及び研究開発成果を具体的に公表するべきであると考えます。 ⑤ 独立行政法人を研究開発費の委託先とするべきではなく、共同研究先とするべきである 研究開発は、無線局免許人が現状の問題点を最も把握していることを鑑みて、主たる無線局免許人である通信及び放送事業者に委託するべきである。独立行政法人情報通信研究機構等は委託先ではなく上記の共同研究先とするべきであると考えます。	④について、平成17年度～平成19年度の研究開発予算は約272億円であり、その使途についてはホームページ等で公開しているところ。なお、研究開発成果についても各研究開発課題の終了後、速やかに公表する予定。	ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社及びソフトバンクBB株式会社
129	3 a) 電波利用料制度に関する研究会（第1回）の「資料4 電波利用料制度の現状について」において特定周波数変更対策業務に関する記載として、「今後は、本事業の前倒し執行による国庫債務負担行為に対する償還金等に充てるもの。」とされています。資料中には平成19年度までしか記載されていませんが、平成20年度以降の本業務に対する電波利用料からの歳出計画等を明確にし、今後の使途及び歳出配分等について検討すべきと考えます。		宇宙通信株式会社
129	4 アマチュア無線局の電波利用料を前納しても、毎年「電波利用料のお知らせ」の封書が郵送される。それには「このお知らせをもって、新たな手続きが必要となるものではありません・・・」と記されている。これは、電波利用料の使途として無駄である。年額500円の電波利用料に占めるこの「・・・お知らせ」に関する紙代、印刷代、事務処理料、郵送料の比率は多大であると考ええる。この「・・・お知らせ」は廃止する事により電波利用料徴収事務経費を削減し、その分、不法・違法局の探査・処置業務を充実すべきである。	前納していただいた方には、その期間が切れるまで何も案内しないというのは1年ごとに納付されている方の公平性が保てないという考えから、年に一度各種案内を送付するとともに免許の有効期間と前納済期間等の無線局情報をお知らせしているところ。	個人・アマチュア無線局

番号	意見原文	備考	意見提出者
2 電波利用料の料額について			
(1) 受益と負担の公平性を確保した料額に設定し、負担のアンバランスを解消すべき			
211	1 平成19年度の電波利用料予算歳入額においては85.7%を携帯電話事業者等が負担しており、一方、放送事業者は、1.1%でアナログ周波数変更対策に伴う暫定追加費用を含めてもトータルで6%にも満たない額しか負担しておりません。これは、地上デジタルテレビジョン放送へ移行後の跡地周波数を移動通信用途で利用するとした答申（平成15年6月25日の「800MHz帯における移動業務用周波数の有効利用のための技術的条件」についての一部答申）を勘案しても「負担と受益」に不均衡が存在するのではないかと考えます。当社は、参議院・総務委員会 附帯決議(H17.10.25)、規制改革・民間開放推進会議等の指摘に賛成いたします。		イー・モバイル株式会社
211	2 【電波利用料の負担及び使途】 平成19年度の電波利用料の見込み納付額の全体に占める電気通信事業者の負担割合は約9割にも及びますが、使途についてはアナログ周波数変更対策等の放送事業に対して3割を超える補助金が交付されていることから事業者毎の負担及び使途について公平な見直しが必要と考えます。		株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
211	3 (1) 負担と受益のバランス 料額については、負担と受益のバランスについて配慮すべきと考えます。特に携帯事業者と放送事業者間のアンバランスを是正すべきと考えます。		KDDI (株)
211	4 1.2 電波利用料総額の肥大化防止の仕組み作り 電波利用の受益者として適切な使途拡大には異論はないが、使途の肥大化には賛成しかねます。使途に総額規制を設けるなどにより、電波利用料総額の増大に歯止めを掛ける仕組みを設けるとともに、a群、b群の使途の分類を適切に整理、明確化し、受益と負担のバランスも配慮すべきと考えます。 例えば、技術試験事務や研究開発の前後における実効性のある選定・検証等が必要と考えます。	電波利用料財源を用いた技術試験事務及び研究開発は、その実施に当たり透明性・実効性を高めるため、外部有識者から構成される「電波利用料技術試験及び研究開発の評価に関する会合」を開催し、事前評価及び事後評価等を行っております。	KDDI (株)
211	5 ① 放送と通信の料額のアンバランス解消を図るべきである 電波利用共益事務の放送事業者の負担は、携帯電話事業者の負担による依存割合が歳入全体の約85%を占めるのに対し、約6%と過度に少なく、受益と負担のバランスを著しく欠いています。このことから、電波利用料全体の負担割合を鑑みて、放送事業者からの電波利用料の負担額を見直し、放送と通信の料額のアンバランス解消を図るべきであると考えます。 ア) アナログ周波数変更対策費用は放送事業者からの追加徴収する仕組みを更に見直しするべきである 平成17年度において携帯電話事業の市場規模は約9兆円、放送事業は約3兆であり、少なくとも携帯電話事業者：放送事業者は3：1の割合で負担するべきであると考えます。よって、1,800億円の25%、すなわち450億円を放送事業者が負担するのが受益に対する公平な負担と考えます。		ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社及びソフトバンクBB株式会社
211	6 ⑦ 電波利用料の使途は、負担割合に応じ、配分をするべきである 受益と負担の公平性により、電波利用料の使途は、負担割合に応じ、通信及び放送事業者へ配分をするべきであると考えます。		ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社及びソフトバンクBB株式会社
211	7 ⑧ アナログ周波数変更対策費用を際限なく増やすべきではない 平成14年11月21日総務省公表の「放送事業者に対する電波利用料の見直し案に係る意見照会の実施等について」において、アナログ周波数変更対策費用は算定当初は総額727億円を予定していましたが、送受信対策が必要な地域が拡大し、総額約1,800億円に増加することが判明しました。今後、この増額については十分な内容の精査と使途の開示を行い、当該費用の効率的な使用に努め、アナログ周波数変更対策費用を際限なく増やすべきではないと考えます。 また、今後新たな1,800億円を上回る事実が判明した場合は、この超過した費用は放送事業者が支払うべきものであり、電波利用料での使途は認めるべきはないと考えます。		ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社及びソフトバンクBB株式会社
211	8 ◆現在、利用料収入の約8割を携帯事業者が担っているが、受益と負担が曖昧ではないか等の指摘が従来からある。料額算定においては、こうした免許人の間での負担の不公平性を改善し、過度の負担とならないようにすべきである。		トヨタ自動車株式会社

番号	意見原文	備考	意見提出者
211	9 携帯電話事業者等に負担が集中しており、受益に応じた負担となっていない。放送事業者の占有する帯域の経済的価値が高いこと、およびアナログ周波数変更対策に多額の支出をしていることから、放送事業者に受益に応じた適正な負担を求める制度とすべき。		個人
211	10 現状の電波利用料は携帯電話事業から依存度が高く、全体の歳入の約8割を超えています。平成17年の電波利用料の見直しの趣旨の1つに、電波利用料負担の不公平は正が上げられていますが、電波利用の受益者である免許人に対し広く負担を求める電波利用料の趣旨から、放送事業者等を含め他の免許人と比較して公平な負担の在り方に関し検討が必要と考えます。		株式会社ウィルコム
212	1 イ) 放送についても全体の帯域における電波利用料を導入すべきである 放送事業者は現在使用帯域幅に応じた電波利用料を負担すべきであると考えます。(例)2社が同一のチャンネルを使用している場合は、現状の広域専用電波に係る電波利用料と同じく総合通信局単位の係数を使用し、2社で共同して負担すべきであると考えます。		ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社及びソフトバンクBB株式会社
212	2 ○経済的価値の考慮の方法について ・使用帯域幅および出力に見合った料額とすべき。 ・具体的には、使用帯域幅と出力の積におおむね比例する額とすべき。 ・ただし、指向性を有するアンテナを使用することにより同一周波数を異なる無線局で同時に利用できる場合はそれを勘案すべき。 ・放送事業者については使用帯域幅および出力に見合った料額の導入が予定されているが、放送事業者に限らず、逼迫周波数帯についてはすべての無線局を対象とすべき。	既に現行制度で、使用帯域幅、出力を勘案要素としているものです。	個人
212	3 ④ MCAなどの広域専用電波を利用する事業者は、全体の帯域における電波利用料を負担すべきである 広域専用電波は、同一免許人の帯域となるため他の無線局が開設できず帯域を占有するため、MCAなどの広域専用電波を利用する事業者は、現在の使用帯域ごとではなく、全体の帯域における電波利用料を負担すべきであると考えます。		ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社及びソフトバンクBB株式会社
213	1 (2) 無線利用形態の異なる携帯電話端末の料額 携帯電話網の利用形態は多岐にわたっており、現在では携帯電話端末機能を機器に組み込んで利用するケースも増加しています。その中には、携帯電話システムを活用した緊急通報や、遠隔地の機器を監視するシステムなど、一般の携帯電話に比べて利用頻度が極めて低いものもあります。そこで、携帯電話端末に係わる現状一律の電波利用料額に対し利用頻度等を考慮したバランスへの配慮が必要と考えます。 機器に組み込まれることで用途が限定され、常に通信量も利用頻度も低い携帯電話端末について電波利用料負担が軽減されれば、通信サービスの提供に係わるコストの低下によって携帯電話網を利用した新規事業の活性化につながり、今後のユビキタス社会のより一層の進展につながるものと考えます。		KDDI (株)
213	2 近年、携帯電話網を利用した様々なサービスが生活のあらゆるシーンに普及し、携帯電話網を「人が話す」以外の用途に利用するケースも増加しています。 例えば、弊社の位置情報提供サービス「ココセコム」では、一般の携帯電話のような通話機能や、ブラウザ機能、メール機能を有さない専用の端末を使用していることから、通信量・利用頻度とも極めて低いものであり、現状通常の携帯電話と一律となっている電波利用料の負担のバランスについて配慮が必要と考えます。 利用形態上、通信量も利用頻度も低いことが常態である端末については、電波利用料負担が軽減されるような算定方法となれば、結果的に通信料金の低下によって、より低廉で柔軟なサービス料金の設定が可能となり、「ココセコム」に関して言えば社会的弱者である徘徊高齢者や知的障害者の自立促進やデジタルデバイドの解消にもつながるものと考えます。		セコム(株)
213	3 ◆また、今後、ユビキタス社会に向け、国民の安心・安全に必要な端末やセンサーネットワークの一部として比較的利用頻度の低い端末等が普及していく事が予想され、こうした端末の料額算定にあたっては公共性等の開設目的や利用頻度等を考慮した検討が必要である。		トヨタ自動車株式会社

番号	意見原文	備考	意見提出者
214	<p>1 ① 電波特性係数及び減免係数を導入し、周波数の有効利用率を高めるべきである すべての無線局に対し電波特性係数及び減免係数を導入し、「電波利用料=単価×無線局数×減免係数×電波特性係数」とすることを提案いたします。これを導入することにより、基地局設置を進め周波数の有効利用率を高めれば高めるほど電波利用料が高くなる矛盾を解決することが可能となります。例として、既に韓国では「電波利用料=単価×加入者×減免係数×電波特性係数」という計算方法を導入しています。「電波特性係数」として周波数による差を設け、1GHz未満1.16倍、1～3GHz未満0.81倍の数値が設定されています。また減免係数は、「利用効率減免係数」として周波数1波当たりの平均加入者数を基本収容量（CDMA2000は50万人、WCDMAは150万人）で割った割合によって減免する制度が導入されています。また、他事業者と設備を共同で使う無線局が占める割合によって減免される「共有化減免係数」、及び他事業者との相互接続契約によってローミングの適用される無線局が占める割合によって減免される「ローミング減免係数」といった減免係数も導入されており、これらの減免係数を導入すると最大45%減免されることになっており、事業者にとってのインセンティブとなっています。周波数有効利用の観点からも日本でも同様の制度を導入するべきであると考えます。</p>		ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社及びソフトバンクBB株式会社
214	<p>2 ② 3GHz以下の電波利用料は更に細分化するべきである 携帯電話で使用する周波数の特性の違いにより、一基地局あたりのエリア半径が大きく異なり、また建物などへの浸透率の違いから、同じエリアをカバーするにあたって800MHz帯基地局と2GHz帯基地局に大きな差が生じています。よって、イコールフットイングの観点から周波数の価値を勘案して電波利用料額を定めるべきと考えます。平成17年の電波利用料改正の際、周波数の価値を勘案して0～3GHz：3～6GHz＝3：1としましたが、今回更に周波数の価値を勘案して3GHz以下の帯域においても電波利用料を細分化し、500MHz：1.5GHz：2.5GHz＝5：3：1（中心周波数で計算）とし、0～3GHzの総額を仮に180億円とした場合は、0～1GHzは100億円、1～2GHzは60億円、2～3GHzは20億円とすることを提案いたします。</p>		ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社及びソフトバンクBB株式会社
214	<p>3 ③ 電波利用料は移動局数・基地局数、帯域に応じた従量制負担だが、上限を設けるべきである 現在はマイクロセル化するなど事業者独自で周波数有効利用に努めているにも関わらず、一定の周波数帯域内で無線局数が増加すれば電波利用料も増え、インセンティブが働いていない状態です。よって、移動局数、基地局数による電波利用料については上限を設けることを提案いたします。</p>		ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社及びソフトバンクBB株式会社
214	<p>4 現在の電波利用料の体系では、PHS等マイクロセル方式は電波利用の効率が低い反面、基地局の数が多くなり電波利用料の総額が増える結果となります。基地局に関して空中線電力等にきめ細かな段階を設け、段階に応じて料金を増減する方式の採用が望ましいと考えます。包括登録局である小型基地局については、今後、極めて多くの基地局数の設置が予定され、負担の軽減をお願いします。</p>	PHSは、広域専用電波を適用しない代わりに、携帯基地局の半額程度の料額となっております。	株式会社ウィルコム

番号	意見原文	備考	意見提出者
215	1 【電波利用料の性格】 国等の無線局に対する電波利用料負担に関しては、免除措置があり民間との負担の公平性を確保する観点から、一定の負担を実施するよう見直しが必要と考えます。 これまでの電波利用料制度に関する研究会の議論においても、国等の無線局に対する電波利用料負担に関する意見が提示されており、その中では国庫循環に相当することが利用料の負担軽減の理由とされています。今後の電波の有効利用の観点から国等の無線局につきましても電波利用料の適切な負担を行ったうえで、電波の効率的利用を進める必要があると考えます。国庫循環に相当する利用額の実態を明らかにしたうえで、電波利用料の適切な負担を行うよう見直しが必要と考えます。		株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
215	2 (2) 国民にとっての公共財である、限られた周波数資源を有効活用することの重要性を意識化し、公的利用といえども、周波数の管理に係わる費用は公平に負担すべきと考えます。 また、利用料を負担することになれば、電波の利用内容についてのチェック機構が働き、電波のより有効な利用に繋がるものと考えられます。 このようなことから、利用料の負担が免除されている国等の無線局についても受益に応じた負担をするよう制度を見直すべきと考えます。		KDDI (株)
215	3 ② 国、地方公共団体等の無線局からも電波利用料を徴収すべきである 国、地方公共団体が開設する無線局については、電波利用料の徴収免除等の特例措置が設けられていますが、今日の周波数が逼迫している状況において、システムのデジタル化への移行といった、周波数全体の有効利用を図るための研究開発の推進やシステムの高度化が重要となっており、公益費の利用の公正性を図ることが必要です。また、国、地方公共団体においても電波の有効利用を促すことが重要であり、免許人間の負担の公平性を保つという観点から、無線局数及び帯域幅に応じた電波利用料を徴収すべきと考えます。		ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社及びソフトバンクBB株式会社
215	4 国及び地方公共団体についても、負担の公平性の観点から、他の無線局免許人と同様に電波利用料を負担することが適当と考えます。ただし、国及び地方公共団体が負担する料額については、国及び地方公共団体が担う公共性を勘案した料額が適当と考えます。		イー・モバイル株式会社
215	5 (2) 国、地方公共団体の扱い 現在、国や地方公共団体（以下「国等」）に対しては、電波利用料の減免措置が設けられていますが、民間との負担の公平性の観点から、また電波の有効利用の促進の観点から、国等にも原則として電波利用料の負担を求めるべきと考えます。		ジェイサット株式会社
215	6 電波利用料の免除を受けている公共機関についても免除の範囲を見直す等、電波利用料の趣旨に照らして総合的な検討が行われることを望みます。		株式会社ウィルコム
215	7 現在、国や地方公共団体の開設する無線局については、電波利用料の減免措置が設けられております。しかしながら、国や地方公共団体の開設する無線局についても、電波利用共益事務による利益を受けており、また電波利用者間の負担の公平性を確保する必要があることから国等にも電波利用料負担を求めるべきと考えます。		電気事業連合会
215	8 また、同一の利用態様であっても利用主体によって負担が異なると、電波の効率的利用を阻害するおそれがあり、実際にそのような状況が現れていると考える。よって、 ・ 国・地方公共団体についても、その他の無線局と同様に負担を求めるべき。 ・ 現行制度では公共性を有する無線局について大幅に低廉な料額としているが、一般無線局の料額から数十パーセントを割り引く程度に抑えるべき。		個人

番号	意見原文	備考	意見提出者
(2) 無線局の公共性等の配慮を勧案すべき			
221	<p>1. 国等の開設する無線局の特定措置を継続すべきこと 内閣府の開設する無線局は、災害対策基本法に規定する防災事務に関する事項を通信目的とする国家行政用の無線局です。この無線局は、専ら国民の生命・財産の保護のため運用される公共の安全に直接寄与する無線局です。 しかも、その対象とする地震・津波・噴火・暴風・豪雨・洪水などの自然災害は近年日本の各所で頻発しており、その都度、内閣府の無線局による重要通信がなされています。 近い将来発生が危惧されている首都直下地震においては、東京湾北部を震源とするM7.3の地震により建物倒壊最大85万棟、死者最大1.1万人の被害が想定されており、その際、関係機関相互が円滑に防災情報を通信する手段となるのは内閣府の無線局で、その役割には、他に代えがたいものがあります。 なお、内閣府においても無線局のデジタル化を引き続き推進しており、電波の有効利用に十分な努力を払っており、電波の適正な利用確保の観点からも厳格な無線局の運用を継続して実施しています。 このような公共の安全を目的とする国等の開設する無線局については、現行のとおり、電波利用料徴収の適用除外とすべきです。</p> <p>2. 国等の電波利用の公共サービスとしての性格を考慮すべきこと 内閣府はじめ国等の開設する無線局による電波利用は公共サービス的手段としての電波利用です。この電波利用は、例えば、営利を目的とする民間サービスの場合とはその性格が自ずと異なります。 よって、その電波利用による受益と負担の性格も一般とは異なり、一律に経済的な利益と電波利用料の関係のみでは講じられません。国等が行う公共サービス的手段であることを考慮して政策的な免除措置がとられるべきです。</p>		内閣府
221	<p>2 「電波利用料制度に関する研究会 電波利用料制度の現状（参考2（第1回研究会資料4）」）においては、「真に高い公共性を有し、かつ、電波の有効利用努力を十分に行っている場合を除き、原則として、国等にも電波利用料負担を求める」とされており、「真に高い公共性を有し」、「電波の有効利用努力を十分に行っている場合」とは、それぞれ、以下のとおりと考えております。</p> <p>1. 「真に高い公共性を有し」について 我が国は、地震、台風、集中豪雨等の自然災害を受けやすい地理的環境におかれており、自然災害対策は、国民が求める重要課題の一つとなっております。 特に、平成16年から平成19年にかけて、国内では地震、台風、集中豪雨等の自然災害が頻発し、国民の安全・安心を脅かす事例が多発しています。 自然災害被害の軽減を図るためには、災害発生時における迅速な情報の収集・提供が極めて重要であり、災害対策基本法第34条の規定に基づく、「防災基本計画」においては、「非常時の確実な情報伝達を確保するため、多重無線の通信ネットワークにおいて、回線強化、移動通信回線の充実を図るものとする。」（風水害対策編及び雪害対策編）と記されています。 また、レーダ雨量計、水位・雨量テレメータ、放流警報及びヘリコプター画像伝送システム等の無線局は、地震や水害等の自然災害から人命を守る必須のものであります。 よって、これら災害対策のための無線局は、国民全体の生命、財産保護に係る真に高い公共性を有するものと考えております。</p> <p>2. 「電波の有効利用努力を十分に行っている場合」について 電波の有効利用努力を十分に行っている場合とは、①実質的に電波以外の他の方式では代替できないと考えられ、かつ、②デジタル化や狭帯域化等の努力を行っている場合であるとと考えております。 一般的に、多重無線やレーダ雨量計等の災害対策のための無線局は、耐災害性や広域観測性等の特性から電波を利用しており、実質的に他の方式では代替できないと考えられます。 よって、これら無線局について、デジタル化や狭帯域化等の努力を行っているものについては、電波の有効利用努力を十分に行っている場合であるとと考えております。</p>		国土交通省 大臣官房 技術調査課

番号	意見原文	備考	意見提出者
221	<p>3 「電波利用料制度に関する研究会 電波利用料制度の現状（参考2（第1回研究会資料4））」においては、「真に高い公共性を有し、かつ、電波の有効利用努力を十分に行っている場合」を除き、原則として、国等にも電波利用料負担を求める」とされております。真に高い公共性を有すること、電波の有効利用努力を十分に行っている場合とは、以下のとおりと考えております。</p> <p>1. 真に高い公共性を有することについて 航空交通は、我が国の経済と国民生活を支える交通機関として益々その重要度を増しており、国際交流・地域間交流の拡大、地域経済の活性化などにも大きな役割を果たしています。 航空交通は、①三次元空間を高速で飛行すること、②空中停止ができないこと、③気象現象の影響を受けやすいこと、といった特徴を有します。このため航空交通が安全に、秩序正しく、かつ効率的に運航するためには、個々の航空機のパイロットのみに依存することは不可能であり、外部からの支援が不可欠です。当局ではこの支援を、航空法の規定に基づいて設置する航空保安無線施設の電波による航行の援助や、レーダーや対空通信施設を用いた航空交通の指示等により実施しています。 このように当局の無線局は、国民の足として不可欠な航空交通の安全かつ効率的な運航の確保に必須な施設として真に高い公共性を有しています。</p> <p>2. 電波の有効利用努力を十分に行っている場合について 当局では十分な電波の有効利用努力を行っています。具体的に例示しますと、 ・ S R装置※について、S RモードSを導入し各航空機に対して個別の質問信号を送出することにより不要な応答を減らし、電波環境を改善。 ※S R（Secondary Surveillance Radar：2次監視レーダー） ・ V H F帯航空局について、将来の周波数セパレーションの細分化（ナロー化）に対応可能な無線機の新規設計。 ・ 固定局（マイクロ波中継局）について、デジタル圧縮技術による大容量化及び狭帯域化を行い、周波数の有効利用に努力。 等を行っています。 また、当局では、以下の対応により貴省の進める電波の有効利用に関する施策への協力をしています。 ・ 2 2 5 M H z ～ 4 0 0 M H z 帯（U H F 帯）の対空無線施設につきまして、貴省からの周波数移行要請に対し、移行予定周波数、移行期限等の調整を図りながら、段階的に移行できるよう計画しております。</p>		国土交通省 航空局 管制保安部
221	<p>4 「電波利用料制度に関する研究会 電波利用料制度の現状（参考2（第1回研究会資料4））」に関して、「真に高い公共性を有し、かつ、電波の有効利用努力を十分に行っている場合を除き、原則として、国等にも電波利用料負担を求める」とされていることに関し、海上保安庁所属の無線局につきましては、真に高い公共性を有すること、電波の有効利用努力を十分に行っていることを以下のとおりと考えております。</p> <p>1. 真に高い公共性を有することについて 海上保安庁は、「海上において、人命及び財産を保護し、並びに法律の違反を予防し、捜査し、及び鎮圧するため」に国家行政組織法に基づいて国土交通大臣の管理する外局として設置されおり（海上保安庁法第1条第1項）、「法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を行うことにより、海上の安全及び治安の確保を図る」ことを任務としています。（海上保安庁法第2条第1項）。 当庁に所属する無線局は、当庁に所属する巡視船艇・測量船・航路標識測定船等や航空機に開設している局、陸上に開設している局、携帯無線機として開設している局などがありますが、すべて海難救助、不審船・工作船対応、無線航行业務、航行船舶への情報提供、海底火山等調査困難な海域調査などを含む当庁任務を迅速的確に遂行するために必要不可欠なものとして開設しており、真に高い公共性を有していると考えております。</p> <p>2. 電波の有効利用努力を十分に行っている場合について 当庁では、電波を有効に利用するため、また多様化する各種事案に的確に対応するため、情報通信システムにつきましても毎年度見直しを行っており、 ・ デジタル化による同一周波数での複数情報伝達の導入 ・ 船位通報制度用周波数の一部削減 を実施致しました。（一部行政手続法に基づく諸手続実施） 今年度におきましては、昨年度に引き続きヘリコプタ映像伝送システムのデジタル化に関して、海上保安業務に支障を来すことなく現状システムから移行させるために必要な多年度に亘る予算措置等についての検討、当庁専用周波数の集約についての検討を実施しているところです。 以上のことより、厳しい予算事情の中で、電波の有効利用努力を十分に行っていると考えております。</p>		海上保安庁

番号	意見原文	備考	意見提出者
221	<p>3 「電波利用料制度に関する研究会 電波利用料制度の現状（参考2（第1回研究会資料4）」）においては、「真に高い公共性を有し、かつ、電波の有効利用努力を十分に行っている場合を除き、原則として、国等にも電波利用料負担を求める」とされております。真に高い公共性を有すること、電波の有効利用努力を十分に行っている場合とは、以下のとおりと考えており、当庁の無線局はこの例外部分に該当すると認識しております。</p> <p>1. 真に高い公共性を有することについて 我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土となっており、自然災害により毎年多くの尊い人命や財産が失われております。近年においても、集中豪雨の頻度の増加、突風災害の頻発、能登半島地震による災害など、政府として防災施策の更なる充実・強化が図る必要があり、特に全ての災害対応の根幹となる自然現象の監視、防災情報の伝達は広く国民の生命・財産を守るために不可欠であります。したがって、これらに必要な無線局による電波利用（気象レーダー、気象衛星、震度計、火山監視装置等）は真に高い公共性を有するものと考えております。</p> <p>2. 電波の有効利用努力を十分に行っている場合について いつ、どこでも起こりうる自然災害に対しては、電波を利用せざるを得ないリモートセンシングによる緻密な現象監視や適時・的確な情報伝達が欠かせません。一方、近年の技術の進展や多様化を踏まえ、上述の防災施策の目的を外さない範囲で、先進技術等を用いた無線局数の縮減や狭帯域化等の努力を行う必要があると考え、これが電波の有効利用努力を十分に行うことと認識しております。例えば、一般に使い勝手のよい周波数帯において、実現可能な範囲で、気象衛星データ伝送用のマイクロ回線等の有線化により無線局数を縮減すること、5GHz帯気象レーダーの送信管やフィルタの高度化によりスプリアス（不要発射）の低減及び狭帯域化を図ることなどが該当すると思われます。また、これらのことが、貴省の協力による情報公開等により、多くの電波局の皆様を含め、広く国民の方々に理解されていると認識しております。</p>		気象庁
221	<p>4 (2) 国、地方公共団体の扱い 消防無線等の国民の生命、身体等の保護に係る極めて公共性の高い一部の無線局に関しては、引き続き減免措置があることは理解します。</p>		ジェイサット株式会社
222	<p>1 放送事業者は、現在、地上テレビジョン放送のデジタル化に全力を挙げて取り組んでおり、デジタル送信・送出設備等の整備に多大な投資を行っています。加えて、地上テレビジョン放送が完全にデジタル移行する2011年（平成23年）までは、アナログとデジタルとのサイマル放送を行う必要があるため、両方の放送設備の維持管理を行わなければならない過渡的な状況にあります。さらに、放送は、広いエリア内の視聴者に対して一斉に効率的にサービスを行うものであり、必然的に広い周波数帯域幅を用いる高出力のシステムになるという事業の特性もあります。電波利用料の料額の検討にあたっては、放送事業者が平成22年度までアナログ周波数変更対策業務に係る追加的な電波利用料を負担していることを含め、放送事業者の置かれている現状を勘案することが必要であり、また、放送事業の特性を考慮すると一概に使用帯域幅や出力のみに沿った形で料額の多寡を論じることは適当でないと考えます。</p> <p>さらに、当協会の事業は、公共放送としてあまねく全国に放送サービスを届け、国民の生命・財産を守るために正確な情報を迅速・的確かつ安定的に提供するなどの使命を果たすものであり、電波を利用することによって利益を得る企業活動とは基本的に性格が異なります。当協会が果たしているこうした公共的な役割とともに、当協会の事業が視聴者の皆さんに広く負担していただく受信料によって運営されていることについても十分勘案されることを要望します。</p>		日本放送協会
222	<p>2 電波利用料の用途のひとつであるアナログ周波数変更対策は、地上アナログテレビジョン放送のデジタル化を進め、テレビジョン放送に使用する周波数帯を圧縮し130MHz幅の周波数帯が他の無線システムで活用することが可能になるなど、放送業務のみならず他業務も含めた無線局免許人全体の受益を図るための国の施策として行われる事業であり、かつ、視聴者の放送受信の保護の観点からも必要不可欠のものです。したがって、当事業は、有限な電波資源の有効利用のための事務の経費に充てるものである電波利用料の用途として適当であると考えます。</p>		日本放送協会

番号	意見原文	備考	意見提出者
222	3・ 「電波有効利用政策研究会」最終報告書第5章第5節では、“防災無線や放送など、電波利用の便益を広く国民に及ぼすため、通常の市場活動を超えてユニバーサル・サービス又はこれに準じた責務が法令等において規定されているものについては、料額の算定において、その公共性を勘案することが適当である”との考え方が示されている。こうした考え方は、国民生活に必要な不可欠でかつ、非常災害時等においてライフラインとして情報伝達上の重要な役割を担う放送にとって適切な配慮であり、今後も変えるべきではない。放送局における公共性への配慮を不要としたり、単純な営利事業と決めつけて電波利用料を引き上げたりする考えは、放送の社会的価値や国民の利益への配慮を欠くものであると言わざるを得ない。		(社) 日本民間放送連盟
222	4・ 「平成17年度電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針」では、“テレビジョン放送局の「a群」に係る金額について、公共性に加え、地上テレビジョン放送の円滑なデジタル化の推進等に関する政策的な必要性に配慮する必要があるほか、2003年から、新たに年間総額で約30億円の追加的な電波利用料の負担を求めているため、2010年までの間は特例措置として、現在の負担額に適切に配慮して、おおむね現行水準程度に設定する”旨、明記されている。従って、これを逸脱するような措置の検討は適切でないと考ええる。		(社) 日本民間放送連盟
222	5・ アナログ周波数変更対策業務（特定周波数変更対策業務）は、地上テレビ放送のデジタル化により、空き周波数が生み出され、周波数の逼迫が緩和されることから、その受益が全無線局に及ぶものである。こうした周波数有効利用の観点から、電波法により同対策業務が電波利用料の使途として規定されたにもかかわらず、放送事業者のみが受益者であるかのような不適切な理解も一部に見られることは遺憾であり、あらためて公正な理解がなされるよう強く望む。また、同対策業務の大半が受信対策であり、国民視聴者が所有するテレビ受信機等の設定変更を行うものであるといった点も、認識されるべきである。	受信対策に係る費用は、全体の8割程度であり、送信対策に係る費用は、全体の2割程度です。	(社) 日本民間放送連盟
222	6 現在の料額は国民に提供されるサービスの公共・公益性をはじめ、今後、想定される電波利用や、それによる利用者受益なども考慮した上で平成17年度に定められたと認識しており、今後もこの基本的な考え方が踏襲されることを望む。 放送事業者の無線局に適用されている料額については、特定周波数変更対策業務に係わる追加的な費用が年間30億円程度発生しており、当初の計画通り、平成22年度までは暫定的料額として負担する意向である。また、他の料額については、現行水準が概ね適正であると思われる、引き続き、適切な電波使途に基づいた設定を求める。		テレビ朝日
223	1 救難用無線局である遭難自動通報局は、遭難自動通報設備（衛星非常用位置指示無線標識及び捜索救助用レーダートランスポンダ）のみを使用して無線通信業務を行う無線局をいう。衛星非常用位置指示無線標識は船舶が遭難した場合に遭難警報を送信するもので、捜索救助用レーダートランスポンダは救助船や救助航空機に救命いかだ等の位置を知らせるものである。 このように船舶は、予期せぬ海難に際し人命の安全を確保するため、目的を救難用として遭難自動通報局を開設している。なお、無線局の目的から遭難自動通報局を開設する大多数の船舶が、一度も電波を発射（利用）することなく無線局の免許期間を満了している。 このため、消防、水防用無線局と同様に救難用無線局も電波利用料の免除対象に相応するものと考えます。 電波利用料制度の見直しに当たり、救難用無線局（遭難自動通報局）の電波利用料の免除を要望します。		(社) 全国船舶無線工事協会
224	1 アマチュア無線局の場合、そもそもその目的が金銭上のものでなく、無線通信技術の発展、向上のためであると電波法にも明記されています。また、災害時に非常通信を行うなど公共性の高い一面も持っています。 よって、学術その他公共性の高い目的により利用料が免除されている団体と同様に免除されるのが相当と考えます。 少なくとも、未成年アマチュア無線局に対しては、将来の技術者確保の点からも運用にかかる敷居を低くすべく何らかの減免措置が執られるべきです。		個人・アマチュア無線局
224	2 アマチュア局：5年分で¥2000-		個人・アマチュア無線局
224	3 アマチュア無線局は個人的な興味関心において行っています。電波利用料は、無料にすべきです。少なくとも料金のねさげを希望しません。		個人・アマチュア無線局

番号	意見原文	備考	意見提出者
225	<p>1 弊社は「日本電信電話株式会社等に関する法律」第3条にて、採算の難しい島嶼・離島や山間等のエリアでも電気通信サービスを提供する責務があります。また、「災害対策基本法」第2条における指定公共機関として内閣総理大臣より指定を受けております。</p> <p>周波数割当計画の見直しにより利用期限が定められた3～6GHz帯の固定無線システムについては、島嶼・離島・山間部に居住する国民の生活を支えている公共性や、6GHz帯以上の周波数へ移行もしくは光ファイバへの巻き取りなど新たなコスト負担をしつつも期限までの移行を計画的に進めておりますことを考慮し、移行が完了するまでの間、現行料額を据え置きいただくよう要望いたします。</p> <p>また、上記以外にも、弊社は有線方式にて提供困難な島嶼・離島・山間部や国立公園などのエリアにおけるアクセスラインとして、また、災害発生時の臨時回線作成のために利用する無線システムを保有しています。これら島嶼・離島・山間部では都市部と比べ需要も低く、通常の市場活動を越えた採算の難しいエリアや、公共性の高い用途であることから、料額算定にあたっては引き続き減免処置を要望いたします。</p>	既に、地域区分による料額を算定しており、都市部に比較して採算の厳しいエリア等の料額は低く抑えられているものです。	東日本電信電話株式会社
225	<p>2 平成16年10月の最終報告書 第3章 第5節 料額算定におけるその他の要配慮事項として、「防災無線や放送など、通常の市場活動を越えたユニバーサルサービス又はこれに準じた責務が法令等において規定されているものについては、料額の算定においてその公共性を勘案することが適当である」と記述されております。</p> <p>弊社は「日本電信電話株式会社等に関する法律」において、国民生活に不可欠な電話役務のあまねく日本全国における適切・公平かつ安定的な提供（ユニバーサルサービス）を義務付けられております。</p> <p>従いまして、ユニバーサルサービスとして提供している離島通信及び災害対策用通信等の無線局については、引き続き、料額の算定においてその公共性を勘案することを要望いたします。</p> <p>また、周波数割当計画の見直しにより利用期限が設定されている固定マイクロ無線局については、平成24年11月末までに確実に廃止するため、光ファイバまたは他周波数帯等の代替伝送路への移行を計画的に進め、無線局の廃止を実施してきており、電波有効利用に寄与いたしております。</p> <p>従いまして、当該無線局の移行・廃止計画に影響を及ぼさないよう、電波利用料の据え置きを要望いたします。</p>		西日本電信電話（株）
225	<p>3 【マイクロ波帯無線局の負担維持】</p> <p>電波利用料の負担の算定に関しては、a群として電波の経済的価値を考慮した配分とb群として無線局全体で配分するものとの区分けがされています。a群の中でも3GHzまでの移動・放送系への配分と3GHz～6GHzの固定・衛星系へ電波の逼迫度を勘案した配分にされています。今後は適用を受ける無線局の推移を見ながら配分の仕組みに関しても見直しを図る必要があると考えます。</p> <p>なお、今回3GHzを超え6GHz以下の周波数を使用する固定業務を行う無線局については、周波数割当計画の見直しに伴い計画的に他方式への移行を進め平成24年11月末までには縮退完了の予定であることを考慮し本無線局に係る電波利用料については据え置きをお願いしたいと考えます。</p>		株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
225	<p>4 経営の安定性の観点から、今回の料額の見直しにおいて、他のシステムを含めた無線局数の変化等により、料額負担が増加しないよう考慮して頂きたいと考えます。</p>		ジェイサット株式会社
229	<p>1 6GHz以下の逼迫帯域を使用していた無線局が、6GHz超の非逼迫帯域へ移行し、電波の有効利用が図られるなど、電波利用料額の差別化により一定の効果が得られていることを踏まえ、6GHz超の非逼迫帯域における料額については、現行料額の維持を基本としつつ、今後の用途の検討を踏まえた全体の歳出額の低減に応じて更なる料額低減も検討すべきであると考えます。</p>		宇宙通信株式会社

番号	意見原文	備考	意見提出者
231	1 ③ 免許不要局から電波利用料を徴収すべきではない 無線LAN等小電力無線システムは、一般の利用者が自由に電波を利用できる環境が重要であり、他の無線局に混信を及ぼすおそれがないことから、電波利用料を今後も引き続き徴収すべきではないと考えます。		ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社及びソフトバンクBB株式会社
231	2 ◆なお、免許不要局については、周波数帯の品質が保証されず、排他的権利も有していないなど受益も間接的であることから、従来通り非徴収とすべきである。		トヨタ自動車株式会社
231	3 ◆現在、官民あげてユビキタス社会の実現に向けて様々な施策が検討されているが、自動車においても、新IT改革戦略に取り上げられている通り、交通事故削減のための安全運転支援システムの実用化に向けた新たな情報通信システムの開発やETC技術を応用したDSRCシステムの多目的利用を図るための車載機の開発等が官民をあげて取り組まれている。こうしたクルマの安全性や利便性向上のための新たな無線システムの開発やコスト削減の努力に水を差し、研究開発や新産業創出にブレーキをかけないような制度設計が必要である。		トヨタ自動車株式会社
232	1 (3) 免許不要局のうち一定の帯域を占有するものについては、免許局から保護されている等、何らかの受益を得ていると考えられることから、受益に応じた負担をすべきと考えます。 例えば、具体的には、当該端末の出荷時に当該負担相当額を徴収することが考えられます。		KDDI (株)
232	2 (4) 免許不要局の取扱 帯域占有型の免許不要局については、今後の動向を見守りつつ、徴収方法や徴収コスト、利用料徴収における逼迫地域か否かの区別の困難さに起因する問題等を総合的に勘案した上で、場合によっては電波利用料の徴収を検討すべきと考えます。		ジェイサット株式会社
232	3 a) 電波利用料の負担対象となっていない免許不要局においても、共用帯域での利用においては免許局からの干渉から間接的に保護されているなど電波監理の観点において免許局と同様に電波利用共益事務の恩恵を少なからず受けているものと考えます。よって、免許不要局も費用負担する仕組み作りが必要であると考えます。(免許不要局においては、利用者からの徴収は困難であると考えられる事から、製造メーカー、販売者等に負担を課すなどの徴収方法についても検討すべきであると考えます。)		宇宙通信株式会社
232	4 歳入額の割合に対して徴収事務費用がかかるアマチュア局とパーソナル局の徴収方法を、全額免除も含めた検討をすべき。また受益者負担の観点で言えば、無線LAN等の利用者からも徴収すべきではないのか。		個人・アマチュア無線局
232	5 私はアマチュア無線局免許人であるが、PLCに対しては推進派である。それはeJapan構想には賛同しその実現の為にPLCは必要な技術と考え、また、アマチュア無線設備においてもPLC技術を活用して新たな発展が期待できると考えているからである。 しかし、そのためには、電波の共存利用に向けた技術開発と法整備が必要不可欠であり、それを実現するには、PLCは電波利用料の制度の下での電波監視が必要と考える。 従い、 1) PLC利用者から相応の電波利用料を徴収するべきである。(現実的には販売メーカを経由することになるであろう。) ・ちなみに、ワイヤレスLANは他の無線局への影響少ないとの理由で電波利用料を徴収していないが、PLCは使用している電波の性質上、他の無線局に影響を与える為、同様な判断はできない。		

番号	意見原文	備考	意見提出者
232	<p>7 A. 無線LANセキュリティ問題の啓発・教育・事業者などへの指導強化</p> <p>小電力データ通信システム（無線LAN；以下無線LANと表記）を正しく使用している人は極わずかであり、その殆どがいい加減な設置ともいえるセキュリティの無い無線LANの運用、暗号解読が容易な無線LANの設置などが続いている。当方の研究によりこれらの解決については現状の制度では極めて難しいという結論を得ている。具体的な数字での報告は可能であるが、業界団体の利益追求の団体・事業者に対しては危険であり市場に大きな影響を与える結果を得ているため現在のところ未公表である。</p> <p>これらの研究データを研究会に提供をしたいが、その手段はどのように行えばよいのか御教授をお願いしたい。</p> <p>無線LANセキュリティ問題については極めて厳しい局面にすでに立っており、学校・企業・一般家庭からの情報流出はすでに数多く発生して表面化していないだけという認識であり地方公共団体でもいつ大規模な情報流出が無線LANを通して不思議ではないという調査結果を得た。また、セキュリティの無い無線LANからの無断侵入と悪用は数多くの報告を得ている。</p> <p>総務省として対策が遅れている分野であり、電波利用料を徴収して無線LAN利用者の保護を行うべきであると考えます。</p> <p>無線LAN利用者保護法というべき法制化も視野に入れて現在700万台は稼働している無線LANアクセスポイントの利用について整備すべきである。</p> <p>即ち、免許不要局からも原則として電波利用料を徴収すべきである。民間の努力はこれまでの経緯から全く信用できない。国も積極的に係るべきである。</p>	<p>当研究会は、今後の電波利用料制度を検討するものであり、研究データについての議論は対象としておりません。</p>	<p>北陸無線データ通信協議会</p>
232	<p>8</p> <p>無線LANアクセスポイント製品 1台につき ¥500円程度 無線LANクライアント製品 1台につき ¥200円程度</p> <p>徴収方法は販売元からの一括徴収が適当。</p>		<p>北陸無線データ通信協議会</p>

番号	意見原文	備考	意見提出者
(4) その他			
290	<p>1 ○a群・b群の区分について 現行では電波利用料で負担する費用をa群・b群に区分し、a群のみを電波の経済的価値を考慮して料額に反映させることとしているが、用途によって料額の算定方式を異なるものとする合理的な理由がないことから、このような群の区分を廃止し、電波利用料全体について電波の経済的価値を考慮して料額を設定すべき。</p>	<p>a群は、周波数の逼迫度を勘案した費用となっており、これに対しb群は、無線局全体で均等負担すべき費用との理由によります。</p>	個人
290	<p>2 ギャップファイラーは全国波である衛星からの電波が建物等により遮断される区域の受信品質を確保する目的で設置する補助的な設備です。衛星からの電波を受信することによって放送信号を再送信できるものであるため、単体での放送は成立しません。地上波放送中継局のように新たに放送区域を拡大する無線局でもなく、あくまで移動体向けの衛星放送サービスとしての放送品質を必要なレベルで実現するための補助手段です。また、衛星と全く同一の2.6GHz帯の周波数を使用することから、全国に同一のサービスを行う、衛星と一体として機能する一つの包括的無線局であると考えられます。</p> <p>さて、現在の電波利用料の算定方式は、電波の経済的価値を考慮して算定する部分（a群）に電波利用の共益事務に係る部分（b群）を加えるものであり、この算定方式自体は合理的なものと賛同致します。しかし、現行制度では当該放送システムに関して、衛星放送局（1局）とギャップファイラー（3,200局以上）とが個別の無線局として取り扱われ、同じ周波数を利用する衛星局と一体として機能する無線局でありながら衛星局、ギャップファイラーがそれぞれ電波利用料を負担することとなり、これは合理性を欠いているといわざるをえません。ギャップファイラーは衛星と同一周波数を使用して「衛星補助放送局」として機能し、放送品質の確保に資する、すなわち、電波の有効利用を図り、視聴者の利便性を向上させる役割を果たしているにもかかわらず、無線局1局ごとに課金されるため、設置数を増やすと電波利用料の納付額が増加してしまい、むしろ、電波の有効利用へのインセンティブを失わせることになるからです。</p> <p>これは、ギャップファイラー、すなわち「衛星補助放送局」という従来の放送局とは規模や性格の異なった新しい概念の無線局であるにもかかわらず、電波利用料額の算定においては従来の「放送をする無線局」に分類され、1局ごとに電波利用料を課金される仕組みになっているからと考えられます。そこで、上述したギャップファイラーの「衛星補助放送局」としての役割を勘案いただき、適切な電波利用料額を設定していただくことを要望致します。</p> <p>すなわち、 (1) ギャップファイラーは前述のとおり、衛星と一体として機能する包括的な無線局と考えられ、単体に対しては、電波の経済的価値を考慮して算定される「a群」に相当する電波利用料は適用外としていただけるよう要望致します。同一の周波数を使用する衛星放送局で、この部分の電波利用料を負担しているからです。</p> <p>(2) 一方、「b群」については、電波利用共益費用としての性格を有することから、ギャップファイラーとしても応分の費用負担をすべきものと考えますが、その負担は無線局として管理するデータ量を反映した適切な料額であるべきと考えます。現行制度ではギャップファイラーの「b群」に相当する電波利用料は他の地上波放送局と同額の23,262円を負担しております。しかし、ギャップファイラー局の申請書や免許状記載する事項、免許に関する事項は、他の放送局と比較して非常に少ないデータ量になっております。例えば、事業計画については、「事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法」、「事業収支見積り」のみを添付することとなっておりますが、放送衛星局や各総合通信局管内の代表局を同一のため、省略可となっております。また、放送区域に関する別紙についてもギャップファイラーでの提出は不要とされております。したがって、無線局として管理すべきデータの少ないギャップファイラーについては、そのデータ量に比例して現行の料額から低減していただけるよう要望致します。</p> <p>上述の通り、ギャップファイラーという新しい概念の放送局に対して、これにふさわしい電波利用料額を設定していただくことで、ギャップファイラーをより多く設置することが可能となり、より多くの場所に良質なサービスの提供が実現でき、ひいては電波の有効利用に資すると考えます。</p>	<p>ギャップファイラーについては、a群相当額を人工衛星局が負担していることから、b群相当額のみ料額が設定されている。また、b群相当額については、無線局として管理するデータ量を反映した料額が別表第8備考において、2,280円と設定されております。</p>	モバイル放送株式会社

番号	意見原文	備考	意見提出者
3 電波利用料の制度について			
(1) 電波利用共益費用の性格を維持すべき			
310	1 (1) 電波利用料制度については、当初からの基本的な考え方である電波利用共益事務費の性格を維持すべきと考えます。		KDDI (株)
310	2 (1) 制度の基本的性格について 今後とも、電波利用料制度は、電波法に規定されている電波利用共益費用を免許人等で負担する広義の手数料の性格を維持すべきと考えます。		ジェイサット株式会社
310	3 電波利用料は、電波秩序の維持、有限な電波資源の効率的利用のため極めて有効に活用されていると考えています。		株式会社ウィルコム
310	4 電波利用の事業者は、有限な周波数資産を利用しているため、経費負担等に充てるものとして、負担を求める制度自体は理解します。		株式会社東芝
310	5 現在、電波利用料の使途については、電波法に規定されているとおり、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用に充てられていますが、今後もその性格を維持すべきと考えます。 また、平成20年度～22年度の電波利用料の歳出予定額については、平成17年度～19年度よりも増加することのないよう、過去の支出内容の詳細について情報を公開して、電波利用料負担者である免許人等からの意見募集等を行い、さらなる支出の透明性の確保及び効率化に努めるべきと考えます。		ジェイサット株式会社
310	6 平成17年度電波利用料見直しは、使途を拡大するとともに電波の経済的価値を反映した利用料体系を導入するという大規模な制度改革であったため、これが定着したところで、妥当性や今後の方向性について冷静かつ慎重に見極める必要があると考える。そうした観点から、今回の電波利用料見直しにおいては、現行制度のブラッシュアップを中心に検討すべきと考える。		(社) 日本民間放送連盟
310	7 電波利用料制度に関しては、3年ごとに制度の見直しがなされることとなっておりますが、ぜひこの見直しについては続けていただきたいと考えます。また、現在の電波利用料制度は電波利用システムの運用者が電波の有効利用を行い、利用者を詰め込むほど負担が増えるという面もあります。中期的に電波有効利用を促進するスキームの導入をご検討いただきたいと考えます。		イー・モバイル株式会社
(2) 電波の効率的利用を推進するため、一部を国債償還として充当すべき			
320	1 電波は有限かつ貴重な資源である。よって、電波利用料は、市場メカニズムにより電波の効率的利用を推進するための制度と位置づけるべき。周波数帯の逼迫が長らく解消されていない現状を踏まえると、十分効率的な利用を達成するには電波利用料の水準が低すぎていると考えられる。使途別の歳出見込み額を積み上げて各無線局に配分するのではなく、効率的利用を達成するために必要な水準まで各無線局の負担額を引き上げるべきである。その際、従来の水準との差額は国債の償還など、国民全体に効率的に還元される使途にあてるべきと考える。		個人
320	2 電波は国民共有の貴重な財産であるという観点から、利用者にとっての共益的使途のみならず、利用料の一部を国民全体に還元すべき。具体的には、電波利用料の歳入額の半額程度を国債償還にあてる等の使途拡充を図るべき。		個人

番号	意見原文	備考	意見提出者
(3) 歳入歳出の適切な運動の仕組みを導入すべき			
330	1 電波利用料制度は、電波利用者から徴収した電波利用料という特定財源を、電波利用共益事務の各使途に充てる制度になります。そのため、電波利用料という“負担”と電波利用共益事務という“受益”のバランスとその透明性の確保が重要であることから、更なる受益と負担のバランスの向上と透明性の向上を図るべきであると考えます。		電気事業連合会
330	2 現行の制度は平成17年度に見直しが行われ、大規模な改正が施されている。放送事業者の関連では、平成15年度から特定周波数変更対策業務に係わる事務・処理費用を理由に、平成22年度まで加算額を負担する格好となっている。本書1に記述の通り、電波利用料制度はどのような電波状況にあっても、歳入と歳出の適切な運動が図られるべきで、双方が常に抑制される構造が確保されなければならない。また、電波利用の効率化とは直結しない投資案件や研究開発の財源に位置付けられることのないよう、関係者による適正かつ厳格な制度運用を強く求めるものである。		テレビ朝日
(4) その他			
390	1 ◆電波利用共益事務として、公益費用に加えて中長期(概ね5年以内)の研究開発やデジタルデバインド解消を使途とする際には、国と民間との役割分担、利用料充当の適否等を明確にするとともに、電波は国民共有の財産であるという観点からも一般財源との役割分担を整理・明確化し、国民の理解を得る事が肝要と思われる。		トヨタ自動車株式会社
390	2 ③ 研究開発費は電波利用料を財源にするべきではなく、一般財源でまかなうべきである 研究開発費（電波法第103条の2 第4項第3号「電波のより能率的な利用に資する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術に関する研究開発」）は、実証段階になるまで効果を確認出来ない等のリスクが大きい分野であるため、特定の免許人が負担する電波利用料を財源にするべきではなく、一般財源でまかなうべきであると考えます。	電波利用料を財源とする研究開発については、現在の免許人がその効果を確認できるよう、5年以内に開発すべき技術に限定の上、実施しているもの。	ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社及びソフトバンクBB株式会社
390	3 (3) 広域専用電波の電波利用料の還付制度の構築 国の割当計画の変更等により指定周波数の利用期間が短縮された場合や新規免許の許可により専らの占有的な帯域利用でなくなった場合においては、既免許人の意思に関係なく占有期間が短縮されることから、事前にその利用料を支払った免許人に対し、国は、短縮した期間分の利用料の還付を行うべきと考えます。	10月1日に徴収する仕組みとなっており、逆に10月1日以降に広域専用電波と指定されても徴収されません。	KDDI (株)
390	4 (3) 還付制度の導入 現在の制度では、電波利用料は1年分を前払いすることになっており、その期間の途中で無線局を廃局しても支払った電波利用料は戻ってきません。そこで、期間の途中で無線局を廃局した場合には、その期間に相当する電波利用料を還付する制度の導入を希望します。特に人工衛星局については、同一軌道において人工衛星を更改する場合、同一周波数を同時利用することは不可能であるにもかかわらず、衛星の更改期間中は多重課金されてしまう問題が存在する関係もあり、本還付制度の導入を強く希望します。	現在でも、電波利用料の起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が1年に満たない場合は、その期間分を月割り計算することとなっています。	ジェイサット株式会社

番号	意見原文	備考	意見提出者
390	<p>5 私は、20年ちょっと前からアマチュア無線機器の販売業を営んでおります。この電波利用料制度が出来てからずっと思っているのですが、アマチュア局の電波利用料を納付する際送られてくる納付書はかなりのコストがかかっているのではないのでしょうか。業務用無線局のように無線機1台が1局ならさほどにも思わないのですが、アマチュア局は1局あたりの金額が500円ですので5年間で¥2500ーとなります。当方のお客さんでもたまに残り4年分も前納される方もありますし、自動振替にされている方もあるようですが、毎年納付書を使って納付される方がかなり多いかと思えます。</p> <p>納付書が5年間送られてきた場合、通信費（切手代と封筒代）だけでも500円（1回あたり100円）以上かかっていると思います。立派な納付書や管理する経費のことを考えると電波利用料の半分以上が徴収する経費で消えていくのではないかと思います。</p> <p>また、免許人の方でも、毎年の納付は手間がかかるばかりで、ありがたく思われていないと思いますが、前納申出書を書くのも面倒だし制度も徹底していないのが現状だと思います。当方では「電波利用料を払わなかったらどうなるのですか」と時々お客さんに聞かれるのですが、いつも「局の職員の方が集金に来られたらいくらかかかるとは思いますか、局の職員の方が困るだけのようなことをしないで下さい」とお答えしています。業務用無線局のついでだとは思いますが、実際にアマチュア局の電波利用料を徴収に来られた話もお聞きしますので、アマチュア局の場合、電波利用料未納の管理には相当に手間がかかっているのではないかと思います。</p> <p>そこで今回の改正時の提案ですが、アマチュア局の電波利用料は、「免許または再免許申請時に、免許手数料といっしょに申請書の鑑に収入印紙を貼って納める事とし、納入した手数料は本人死亡等で無線局を廃止しても還付はしない」ので良いのではないかと思います。</p> <p>なお、免許の有効期限を5年間より短い期間に希望した場合も同様に減額しないので良いかと思えますが、免許の期間が最初から5年より短い場合は別途検討が必要かもしれません。</p> <p>また、金額についてですが、5年分の通信費相当（500円）の減額を提案しましたが、都合が悪い場合の金額の設定は、町のたばこ屋さん等には50円や100円など少額の印紙はついていない場合もありますので、これらの印紙を必要としない金額に設定していただきますようお願いいたします。</p>	<p>免許の有効期間分の電波利用料を一括して支払うことができる制度は存在していますが、免許人それぞれの事情もあり強制ではなく任意の期間が選択できることとしています。なお、電波利用料債権は、無線局の免許（再免許）とともに発生するので、免許申請時等の支払いは、制度上なじまないものと考えます。</p> <p>前納の他に、口座振替や電子納付も利用できますので、都合の良い納付方法を選択していただければと思います。</p>	アマチュア無線局
390	<p>6 電波利用料をなくしてほしいです。再免許の料金に上のせして徴収したらどうでしょうか。</p>		個人・アマチュア無線局
390	<p>7 通常複数の無線局を一度に操作することがない個人が開設するアマチュア局の場合は、無線局単位の料額ではなく、免許人単位の料額で定めるべきではないか。</p>		個人・アマチュア無線局
390	<p>8 pager等のインターネットでの支払いの際 5年間一括支払いが可能にしてほしい。</p>	<p>前納の申出をしていただければ、電子納付でも5年間一括支払いが可能となっています。</p>	個人・アマチュア無線局
390	<p>9 b) 当社においては、電波の適切な利用の確保並びに電波監理事務の効率化への寄与のため、独自に電波監視システムの導入及び電子申請等に対応するソフトウェアの開発等システム構築をおこなってきたところです。</p> <p>よって、これら電波利用料の使途である電波利用共益事務等に対し、免許人自らが自己の負担で寄与を行う場合の電波利用料の還元措置（補助金、税制優遇）等についての仕組み作りが望まれます。</p>		宇宙通信株式会社

番号	意見原文	備考	意見提出者
4 その他			
900	1 研究会の案件外ですが関連して、移動しないアマチュア局の送信機のうち、空中線電力が五〇ワット以下の送信機は設置場所以外でも移動して使えるようにして、別途移動するアマチュア局を開設しなくても良いようにして欲しい。 (無線局の開設の根本的基準第六条の二第二項関連)		個人・アマチュア無線局
900	2 電波利用料の多くは携帯電話所有者からの歳入であり、携帯電話事業者が携帯電話所有者に代わり支払っている恰好になっている。それらは携帯電話エリア整備支援事業や電波資源拡大事業等の使途として活用されているが、電波利用料支払っている携帯電話所有者には知らされていない。電波利用料制度の存在、並びに、その使途について、携帯電話所有者に知らせ、且つ、電波資源に対する意識向上を促すべく、携帯電話事業者が発行する請求書などにおいて、携帯電話利用者が実質的に支払っている電波利用料額を明示すべきである。	携帯電話端末たる無線局の免許人は、携帯電話事業者であり、電波利用料の納付人は、免許人であることから、ご指摘の点については当方として関与するものではありません。	個人・アマチュア無線局
900	3 アマチュア無線局において、従事者免許と局免許は通常一対のものであります。これは移動局と固定局を運用する場合、同一の呼出符号が与えられることから明白です。米国などではアマチュア無線局は包括免許制度になっており、どのような設備構成であっても一局は一局です。 しかるに現在の制度では、移動局と固定局それぞれで利用料を負担させられています。これは明らかに負担過多です。米国その他先進国同様、包括免許制度を導入し、不合理な利用料徴収をやめ、更に免許手続きの合理化を進めるべきです。		個人・アマチュア無線局